

美和地域における公共施設アクションプログラム

美和東エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 美和地域美和東エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
美和東小	21	801	1,623人	92人 (5.7%)	760人 (46.8%)	771人 (47.5%)

(2) 施設の設置状況

美和地域美和東エリアの公共施設は、42 施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	交流館	美和東	北門ふるさと交流館	—	S	2003	758.28	○	—	継続	検討	13
2	市民文化系施設	交流館	美和東	長谷交流館	—	W	2016	1,457.06	○	—	継続	検討	13
3	市民文化系施設	集会所	美和東	長谷老人憩いの家	—	W	1979	99.98	旧	土	移転	廃止,協議	26
4	市民文化系施設	集会所	美和東	美和西部ふれあいセンター	—	S	1994	516.56	○	—	継続	検討	27
5	市民文化系施設	集会所	美和東	美和東部コミュニティセンター	—	S	1987	231.66	○	—	継続	検討	27
6	市民文化系施設	集会所	美和東	北門老人憩いの家	—	W	1981	99.98	旧	—	移転	廃止,協議	27
7	市民文化系施設	文化会館	美和東	美和文化会館(ハーモニーみわ)	○	RC	1997	3,044.00	○	土	継続,検討	維持(長寿)	55
8	社会教育系施設	図書館	美和東	美和図書館(分館)	○	RC	1997	174.80	○	土	継続	維持(長寿)	75
9	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	美和東	黒沢スポーツ広場公衆便所	—	S	1995	29.44	○	土	継続	維持(修繕)	96
10	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和東	レイクブラザヤさか	—	SRC	1987	523.71	○	—	継続	維持(長寿)	120
11	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和東	弥栄キャンプ場	—	W	1996	180.73	○	土	継続	維持(改修),検討	120
12	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和東	弥栄峡休憩所	—	W	1990	123.92	○	土	継続	維持(改修),検討	120
13	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和東	弥栄湖スポーツ公園管理棟	—	RC	1996	83.23	○	—	継続	維持(改修),検討	120
14	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和東	美和パークゴルフ場	—	W	1997	94.78	○	—	継続	維持(改修),検討	120
15	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和東	明神原なごみ広場	—	W	2002	61.56	○	—	継続	維持(修繕),検討	120
16	産業系施設	農林水産系施設	美和東	美和栗選果所	—	S	1980	440.00	旧	—	継続	譲渡,協議	139

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
17	産業系施設	農林水産系施設	美和東	美和栗保冷库	—	S	2000	170.73	○	—	継続	譲渡,協議	139
18	学校教育系施設	小学校	美和東	美和東小学校	—	RC	1980	3,376.00	○	土	継続	検討	163
19	子育て支援施設	認定こども園	美和東	さかうえこども園	—	RC	2003	1,421.50	○	—	継続	維持(長寿)	216
20	子育て支援施設	放課後児童教室	美和東	美和東放課後児童教室	—	W	2001	81.00	○	土	継続	検討	229
21	行政系施設	消防団車庫等	美和東	美和第1分団消防機庫	—	RC	1985	197.35	○	—	継続	維持(修繕),検討	262
22	行政系施設	消防団車庫等	美和東	美和第2分団1部消防機庫	—	LGS	2000	93.79	○	—	継続	維持(修繕),検討	262
23	行政系施設	消防団車庫等	美和東	美和第2分団2部消防機庫	—	CB	1993	27.73	○	—	継続	維持(修繕),検討	262
24	行政系施設	消防団車庫等	美和東	美和第6分団消防機庫	—	CB	1979	25.00	旧	—	継続	維持(修繕),検討	262
25	行政系施設	その他行政系施設	美和東	美和建設課倉庫(プラント)	—	S	1983	312.00	○	—	継続	維持(修繕)	276
26	公営住宅	公営住宅	美和東	美和市ヶ原住宅	—	CB	1979	579.20	○	—	継続	維持(長寿)	295
27	公営住宅	公営住宅	美和東	美和迫住宅	—	CB	1979	264.38	旧	—	移転	廃止	295
28	その他	普通財産集会所	美和東	黒沢公会堂	—	W	1983	99.37	○	土	継続	譲渡,協議	335
29	その他	普通財産集会所	美和東	名坪集会所	—	W	1989	66.10	○	土	継続	譲渡,協議	335
30	その他	普通財産集会所	美和東	横田集会所	—	W	1989	66.14	○	—	継続	譲渡,協議	335
31	その他	普通財産集会所	美和東	向原集会所	—	W	1987	66.11	○	—	継続	譲渡,協議	336
32	その他	普通財産集会所	美和東	佐坂老人憩の家	—	W	1982	66.25	○	—	継続	譲渡,協議	336
33	その他	普通財産集会所	美和東	瀬戸ノ内集会所	—	W	1984	66.25	○	土	継続	譲渡,協議	336
34	その他	普通財産集会所	美和東	大根川集会所	—	W	1983	64.98	○	土	継続	譲渡,協議	336
35	その他	普通財産集会所	美和東	大三郎集会所	—	W	1985	66.25	○	土	継続	譲渡,協議	336
36	その他	普通財産集会所	美和東	中垣内集会所	—	W	1985	39.75	○	—	継続	譲渡,協議	336
37	その他	普通財産集会所	美和東	田ノ口集会所	—	W	1983	66.25	○	土	継続	譲渡,協議	336
38	その他	普通財産集会所	美和東	迫集会所	—	W	1985	86.12	○	—	継続	譲渡,協議	336
39	その他	普通財産集会所	美和東	美和市集会所	—	W	1989	66.10	○	—	継続	譲渡,協議	336
40	その他	普通財産集会所	美和東	百合谷集会所	—	W	1984	52.17	○	土	継続	譲渡,協議	336
41	その他	普通財産集会所	美和東	上駄床集会所	—	W	1992	66.06	○	土	継続	譲渡,協議	336
42	その他	斎場	美和東	美和斎場	—	RC	1977	284.45	旧	—	移転	廃止	374

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のよう

に地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
北門地区	北門ふるさと交流館	2	74世帯	133人
長谷地区	長谷交流館	4	96世帯	178人
坂上西部地区	美和西部ふれあいセンター	9	435世帯	911人
坂上東部地区	美和東部コミュニティセンター	6	196世帯	401人
* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、交流館が1. 北門ふるさと交流館、2. 長谷交流館の2施設、集会所が3. 長谷老人憩いの家、4. 美和西部ふれあいセンター、5. 美和東部コミュニティセンター、6. 北門老人憩いの家の4施設です。また、普通財産集会所は、28. 黒沢公会堂、29. 名坪集会所、30. 横田集会所、31. 向原集会所、32. 佐坂老人憩いの家、33. 瀬戸ノ内集会所、34. 大根川集会所、35. 大三郎集会所、36. 中垣内集会所、37. 田ノ口集会所、38. 迫集会所、39. 美和市集会所、40. 百合谷集会所、41. 上駄床集会所の14施設、合わせて20施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設を、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設については、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 北門ふるさと交流館

耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設としての位置付けを含め、施設の在り方について検討を行う。

2. 長谷交流館

耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設としての位置付けを含め、施設の在り方について検討を行う。旧長谷小学校施設については、旧耐震基準の建物であり、老朽化が進んでいることから、廃止を含めて在り方を検討する。

3. 長谷老人憩いの家、6. 北門老人憩いの家

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

4. 美和西部ふれあいセンター、5. 美和東部コミュニティセンター

耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設としての位置付けを含め、施設の在り方について検討を行う。

28. 黒沢公会堂、29. 名坪集会所、30. 横田集会所、31. 向原集会所、32. 佐坂老人憩の家、33. 瀬戸ノ内集会所、34. 大根川集会所、35. 大三郎集会所、36. 中垣内集会所、37. 田ノ口集会所、38. 迫集会所、39. 美和市集会所、40. 百合谷集会所、41. 上駄床集会所

耐震基準を満たしており、地域に無償で貸付け、管理運営費を含めて地域が管理運営していることから、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止する。

ウ アクションプログラム

1. 北門ふるさと交流館、4. 美和西部ふれあいセンター、5. 美和東部コミュニティセンター

北門ふるさと交流館を北門地区の地域づくり拠点施設とします。施設は2003年に建設し、建築から20年経過しています。神楽の練習やいきいきサロンなどに使用され、諸室の稼働率は4.1%~54.2%で、年間約3,200人が利用しています。

美和西部ふれあいセンターを坂上西部地区の地域づくり拠点施設とします。施設は1994年に建設し、建築から29年経過しています。周辺自治会の研修などに使用され、諸室の平均稼働率は39.5%で、年間約1,600人が利用しています。

美和東部コミュニティセンターを坂上東部地区の地域づくり拠点施設とします。施設は1987年に建設し、建築から36年経過しています。周辺自治会の研修などに使用され、諸室の平均稼働率は7.7%で、年間約600人が利用しています。

いずれも新耐震基準で建設し、地域づくり拠点施設として位置付けていることから、保全計画（令和7年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は、いずれも指定管理者（市が保守点検費用等を支出）が行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法について令和7年度までに検討します。

2. 長谷交流館

長谷地区の地域づくり拠点施設とします。建物の建築年次、経過年数等は次のとおりで、建築から7年~51年経過しています。美和町こども遊び塾などに使用され、諸室の稼働率は33%~36%で、年間約1,200人が利用しています

建物	構造・延床面積	建築年・経過年数
研修棟	木造・78 m ²	2016年、7年経過
旧校舎	鉄骨造・599 m ²	1972年、51年経過
体育館	鉄骨造・581 m ²	1984年、39年経過
旧給食棟	鉄骨造・74.75 m ²	1989年、34年経過
旧図書室	鉄骨造・68.31 m ²	1994年、29年経過
旧プール付属屋	鉄骨造・56 m ²	1981年、42年経過

研修棟と体育館、旧給食棟、旧図書室は、新耐震基準で建設しており、地域づくり拠点施設として位置付けることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続利用します。

旧校舎及び旧プール付属屋は、旧耐震基準で建設し、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和7年度までに施設の在り方について検討・協議します。

管理運営は、指定管理者（市が保守点検費用等を支出）が行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法について令和7年度までに検討します。

28. 黒沢公会堂、29. 名坪集会所、30. 横田集会所、31. 向原集会所、32. 佐坂老人憩の家、33. 瀬戸ノ内集会所、34. 大根川集会所、35. 大三郎集会所、36. 中垣内集会所、37. 田ノ口集会所、38. 迫集会所、39. 美和市集会所、40. 百合谷集会所、41. 上駄床集会所

黒沢公会堂と大根川集会所、田ノ口集会所は、1983年に建設し、建築から40年経過しています。名坪集会所と横田集会所、美和市集会所は、1989年に建設し、建築から34年経過しています。向原集会所は、1987年に建設し、建築から36年経過しています。佐坂老人憩いの家は、1982年に建設し、建築から41年経過しています。瀬戸ノ内集会所と百合谷集会所は、1984年に建設し、建築から39年経過しています。大三郎集会所と中垣内集会所、迫集会所は、1985年に建設し、建築から38年経過しています。上駄床集会所は、1992年に建設し、建築から31年経過しています。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していることから地域コミュニティの場の施設とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

3. 長谷老人憩いの家、6. 北門老人憩いの家

長谷老人憩いの家は、1979年に建設し、建築から44年経過しています。諸室の稼働率と年間利用者数は把握していません。

北門老人憩いの家は、1981年に建設し、建築から42年経過しています。諸室の稼働率と年間利用者数は把握していません。

いずれも、施設の管理は市が行い、運営は自治会（市は光熱水費等を支出）が行い、自治会活動などに使用していますが、旧耐震基準で建設し、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和7年度までに自治会と廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) 文化会館

文化会館として、7. 美和文化会館（ハーモニーみわ）を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は56ページを参照）

【機能】

市民の文化芸術活動の練習・発表の場の機能に加え、質の高い文化芸術に触れる機会を提供し、市民の創造的な文化芸術活動を支援するとともに、文化振興のための拠点として機能を継続します。なお、岩国市民文化会館については、近隣の『山口県民文化ホールいわくに』との連携を推進します。

また、美和文化会館については、美和公民館の機能の移転を踏まえ、市民の生涯学習活動も行われることから、文化会館としての在り方の検討を行います。

【建物】

今後も文化会館として機能させる施設については、設備を含め計画的に改修を行って継続利用します。

【管理運営】

指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者制度での管理運営を継続するものの、業務仕様書の内容確認やモニタリング評価を徹底するなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。施設ごとに求められるニーズやその特性を生かしながら、効果的かつ効率的に運営するための管理運営の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

7. 美和文化会館（ハーモニーみわ）

耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。文化会館としての在り方の検討を行う。

ウ アクションプログラム

7. 美和文化会館（ハーモニーみわ）

美和図書館との複合施設で、1997年に新耐震基準で建設し、建築から26年経過しています。

ホールの特定天井の改修が急務であること、電気・空調設備などの経年劣化も進んでいることから、大規模な改修が必要となっています。また、ホール運営については、文化会館に求められる機能・役割を果たす上で運営面の改善も必要となっています。

美和公民館、美和老人福祉センターからの機能移転の可能性を検証し、その結果を踏まえた施設の改修計画を令和7年度までに策定し、保全計画に位置づけ、計画的に改修を行い、長寿命化を図るとともに、民間活力の活用を含めた効果的・効率的な管理運営手法について検討します。

(3) 図書館

図書館として、8. 美和図書館（分館）を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は75・76ページを参照）

【機能】

図書館は、これまでの資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、新たに、地域課題の解決に取り組むための市民の学習活動の支援や情報提供の役割が求められていることから、機能を継続します。

【施設】

これまでの資料・情報の提供（貸出し）中心の運営に対し、近年は、様々な図書館サービスを図書館の中で長時間楽しむ滞在型の利用者が増加している一方、インターネットによる蔵書等の検索・予約サービスの実施など、在宅での利用環境の整備も進んでいること、また、地域課題の解決に必要な情報などの提供をする役割が重要になってきたことを踏まえ、地域づくり拠点施設と位置付ける公民館施設との連携が必要なことから、施設の在り方、配置の在り方について検討します。

【管理運営】

公立図書館の役割を明確にした上で、効果的・効率的な管理運営を図るため、民間活力を活用した管理運営の手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

8. 美和図書館（分館）

耐震基準を満たしており、地域課題解決の役割を果たす図書館として継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

8. 美和図書館（分館）

美和文化会館との複合施設で、1997年に新耐震基準で建設し、建築から26年経過しています。

資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、地域課題の解決に取り組むための市民の学習活動の支援の役割を担うことから、機能を継続します。施設は併設する美和文化会館にあわせ対応します。

美和図書館をはじめ、岩国市の図書館の管理運営は市が直営で行っていることから、文化会館の管理運営手法についての検討を踏まえて、民間活力を活用し、効果的・効率的な管理運営手法について検討します。

(4) スポーツ施設

スポーツ施設として、9. 黒沢スポーツ広場（公衆便所）を設置しています。このほか、学校開放の体育館等を1施設、多目的ホール機能を備えた施設を3施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等については、学校開放の体育館等（※1）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※2）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

指定管理者制度を導入していない施設については、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討します。

※1 学校開放の体育館等（施設の詳細は、(7)小学校を参照）

施設名	方向性
美和東小学校	検討

※2 多目的ホール機能をもつ施設（各施設の詳細は、(1)集会系施設を参照）

施設名	方向性
美和西部ふれあいセンター	維持（長寿）
美和東部コミュニティセンター	維持（長寿）
長谷交流館	維持（改修）、検討

イ 個別施設計画での方向性

9. 黒沢スポーツ広場（公衆便所）

施設（附帯施設を含む。）は、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

9. 黒沢スポーツ広場（公衆便所）

グラウンドは市民の身近な運動施設として基本的に継続します。附帯施設（トイレ）は1995年に新耐震基準で建設し、建築から28年経過しています。グラウンド利用者等の利便性の向上と公衆衛生の確保の観点から、必要な修繕等を行い継続使用します。

(5) キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設

キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設として、10. レイクプラザやさか、11. 弥栄キャンプ場、12. 弥栄峡休憩所、13. 弥栄湖スポーツ公園管理棟、14. 美和パークゴルフ場、15. 明神原なごみ広場の6施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 121 ページを参照）

【機能】

本市の豊かな自然環境を保全活用し、地域内外の交流と地域の活性化の場となっていることから基本的に継続するものの、民間の類似施設も含めた立地状況を視野に入れながら、キャンプ場等の配置の在り方について検討します。

【建物】

キャンプ場施設は、必要な修繕を行って維持し、キャンプ場等の配置の在り方を検討する中で、施設の改修等の在り方についても検討します。

指定管理者が創意工夫により安定した運営を行っている施設については、市の役割を明確にした上で、指定管理者への譲渡について協議します。

【管理運営等】

引き続き指定管理者制度により管理運営を行う施設については、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

10. レイクプラザやさか、11. 弥栄キャンプ場、12. 弥栄峡休憩所、13. 弥栄湖スポーツ公園管理棟、14. 美和パークゴルフ場

全ての施設が耐震基準を満たしており、弥栄ダム河川敷の持つレクリエーション機能を活用して観光振興を図るため、必要な改修等を行い継続利用するものの、将来的には利用実態を踏まえ、廃止を含めて在り方について検討する。「레이크プラザやさか」については、計画的な改修を行って長寿命化を図る。

15. 明神原なごみ広場

耐震基準を満たしており、弥栄湖周辺関連施設として観光振興に寄与していることから当面は必要な修繕等を行い継続利用するものの、利用実態を踏まえ、改修が必要となった段階で廃止について検討する。

ウ アクションプログラム

10. レイクプラザやさか

1987年に新耐震基準で建設し、建設から36年経過しています。弥栄湖周辺の観光拠点施設として今後も中心的な役割を担うことから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営については、周辺施設を含め一括して指定管理者制度で行っていますが、自主事業による収入があることから、業務仕様書の要求水準の内容を精査し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

11. 弥栄キャンプ場、12. 弥栄峡休憩所、13. 弥栄湖スポーツ公園管理棟、14. 美和パークゴルフ場

弥栄湖周辺観光のレジャー施設として継続します。各施設の建築年次や経過年数は次のとおりで、いずれも新耐震基準で建設し、建築から24年～33年経過しており、必要な修繕等を行い継続使用します。

施設名	主な建物、機能等	建築年・経過年数
11. 弥栄キャンプ場	ケビン、シャワー棟	1996年、27年経過
12. 弥栄峡休憩所	炊飯棟、売店、事務所	1990年、33年経過

13. 弥栄湖スポーツ公園管理棟	管理事務所	1996 年、27 年経過
14. 美和パークゴルフ場	グラウンドゴルフ場 (18 ホール)、管理棟	1997 年、26 年経過 1999 年、24 年経過

15. 明神原なごみ広場

弥栄湖周辺観光施設のひとつとして、水車小屋、トイレ、東屋を 2002 年に新耐震基準で建設しており、建築から 21 年経過しています。今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

(6) 農林水産系施設

農林水産系施設として、16. 美和栗選果所、17. 美和栗保冷库の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 140 ページを参照）

【機能】

岩国市の農畜産物等の加工等を通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

【建物】

施設で行われていることが農畜産物等の加工等で、事業者の生産活動・生業を通じて収益を上げている施設であり、民間事業者や団体が主体的に施設を運営していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での取組内容や経営状況を精査し、農業振興のための支援施策の在り方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

また、旧耐震基準の施設については廃止を含めて今後の在り方を検討します。

なお、当初の設置目的と異なり、地域コミュニティの活動の場となっている施設については、地元自治会への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議します。譲受けの意向がない場合は、改修が生じた段階で廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

16. 美和栗選果所、17. 美和栗保冷库

栗の選果を行い、商品化と販売することによって地域の活性化に寄与していることから機能は継続する。美和栗選果所は、旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいる。美和栗保冷库は、耐震基準を満たし、建築から 20 年経過している。両施設の建物は、山口県農業協同組合が行政財産の使用許可により当該施設を活用して特産品を加工販売し、収益を確保していることから、施設の状況を十分説明したうえで、補助金等適正化法との関係を整理し、譲渡について協議する。

ウ アクシオンプログラム

16. 美和栗選果所、17. 美和栗保冷库

美和栗選果所は、1980 年に旧耐震基準で建設し、建築から 43 年経過し、老朽化が進んでいます。

美和栗保冷库は、2000 年に新耐震基準で建設し、建築から 23 年経過しています。

両建物は山口県農業協同組合に有償貸与し、一定の収入があることから、別途、農業振興のための対策を講じた上で、令和 7 年度までに補助金等適正化法との関係を整理した上で、施設利用者への無償譲渡について、施設改修の在り方等を含め協議します。

(7) 小学校

小学校として、18. 美和東小学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165 ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童の社会性の確保の観点から、児童数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、保護者や地域の方々など広く意見を聴き、今後の対応を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

休校中の学校施設については、一定の時期を捉えて廃校の手続きを行い、普通財産に転用した上で、サウンディング型市場調査の手法等も取り入れて民間活力を活用した利活用や売却について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

18. 美和東小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「推進する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。

検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する施設は、耐震基準を満たしていることから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

18. 美和東小学校

校舎は 1980 年に旧耐震基準で建設し（2000 年に一部を増築）、2010 年に耐震改修工事を行っていますが、建築から 43 年経過しています。

体育館は 1993 年に新耐震基準で建設し、建築から 30 年経過しています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、令和 6 年 4 月に美和西小学校との統廃合に向け調整を行っています。

令和 7 年度までに、補助金等適正化法との関係を整理した上で、公的利用・地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング市場調査を行い、有効活用を検討します。

(8) 認定こども園

認定こども園として、19. さかうえこども園を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 217 ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を持つ施設として、地域に他に幼稚園がない実情や保護者の保育の必要性に応じて保護者が自由に保育・教育を選べる利便性に基づき、認定こども園の機能は継続し、計画的な改修を行って長寿命化を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

19. さかうえこども園

玖北地域唯一の幼稚園機能を有した施設であることから、地域性を鑑み、今後も継続する。
建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクシヨンプログラム

19. さかうえこども園

2003年に新耐震基準で建設し、建築から20年経過しています。子育て支援の一環として今後も継続することから保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

(9) 放課後児童教室

放課後児童教室として、20. 美和東放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

20. 美和東放課後児童教室

学校の適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正化等の取組に合わせて検討する。

ウ アクシヨンプログラム

20. 美和東放課後児童教室

専用施設で、2001年に新耐震基準で建設し、建築から22年経過しています。美和西小学校と美和東小学校との令和6年4月からの統合に伴い、当該放課後児童教室は廃止し、令和7年度までに、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング市場調査を行い、有効活用を検討します。

(10) 消防団車庫等

消防団車庫等として、21. 美和第1分団消防機庫、22. 美和第2分団1部消防機庫、23. 美和第2分団2部消防機庫、24. 美和第6分団消防機庫の4施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置（人員・規模・場所含む）の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在

り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

21. 美和第 1 分団消防機庫、22. 美和第 2 分団 1 部消防機庫、23. 美和第 2 分団 2 部消防機庫、
24. 美和第 6 分団消防機庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

21. 美和第 1 分団消防機庫、22. 美和第 2 分団 1 部消防機庫、23. 美和第 2 分団 2 部消防機庫、
24. 美和第 6 分団消防機庫

美和第 6 分団消防機庫は旧耐震基準で、それ以外の機庫は新耐震基準で建設し、建築から 23 年～44 年が経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和 7 年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和 8 年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(11) その他行政系施設

その他行政系施設として、25. 美和建设課倉庫（プラント）を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 276・277 ページを参照）

【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

25. 美和建设課倉庫（プラント）

道路等の維持管理に必要な機械及び資機材の倉庫であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

25. 美和建设課倉庫（プラント）

除雪機械等の保管場所として設置している施設で、1983 年に新耐震基準で建設し、建築から 40 年経過し、老朽化が進んでいます。必要な修繕等を行い継続使用します。

(12) 公営住宅

公営住宅として、26. 美和市ケ原住宅、27. 美和迫住宅の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 295・296 ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

26. 美和市ケ原住宅

旧耐震基準の建物であり老朽化が進んでいるものの、耐震基準は満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

27. 美和迫住宅

旧耐震基準の建物で、建設から44年経過し、老朽化が進んでいることから、移転について協議しつつ、現在の入居者が退去した段階で廃止する。

ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による美和地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は65戸で、将来（令和32年）の必要戸数を20戸としています。必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

26. 美和市ケ原住宅、27. 美和迫住宅

美和市ケ原住宅は、1979年に建設し、建築から44年経過しており、管理戸数10戸のうち7戸に入居しています。

美和迫住宅は、1979年に建設し、建築から44年経過しており、管理戸数5戸のうち4戸に入居しています。

いずれも旧耐震基準で建設し、簡易な診断により、条件を満たしていますが、いずれの施設も老朽化が進んでいることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(13) 斎場

斎場として、42. 美和斎場を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は374ページを参照）

【機能】【建物】

火葬業務については原則地方自治体の業務となっていることから、火葬場の機能は継続するものの、人口動向を踏まえ、岩国市斎場整備基本計画に基づき、錦斎場等への集約化を進めます。

斎場（葬儀場）については、民間の葬儀場が参入していること、家族葬など多様な葬儀形態の状況を含め、配置の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

42. 美和斎場

火葬業務については原則地方自治体が実施することになっていることから、火葬場の機能は他の施設に移転し、建物は、岩国市斎場整備基本計画により、廃止する。

ウ アクシヨンプログラム

42. 美和斎場

1977年に旧耐震基準で建設し、建築から46年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっています。既に機能は廃止しており、除却時期について調整します。

4. 美和地域美和東エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設(16施設)

ア 集会系施設(14施設)

28. 黒沢公会堂、29. 名坪集会所、30. 横田集会所、31. 向原集会所、32. 佐坂老人憩の家、33. 瀬戸ノ内集会所、34. 大根川集会所、35. 大三郎集会所、36. 中垣内集会所、37. 田ノ口集会所、38. 迫集会所、39. 美和市集会所、40. 百合谷集会所、41. 上駄床集会所

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と施設の改修等の支援を含め、協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
28～41	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	28. 黒沢自治会、29. 名坪自治会、30. 横田自治会、31. 向原自治会、32. 上佐坂自治会、33. 瀬戸ノ内自治会、34. 大根川自治会、35. 大三郎自治会、36. 中垣内自治会、37. 田ノ口自治会、38. 迫自治会、39. 市区自治会、40. 百合谷自治会、41. 上駄床自治会									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・美和総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

イ 産業系施設(2施設)

16. 美和栗選果所、17. 美和栗保冷库

【対応方針】

「産業系施設の民間譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに、補助金等適正化法との関係を整理した上で、関係者と協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
16. 17										
	適化法との関係整理 譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	施設利用者									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・美和総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・農林振興課									

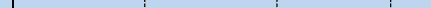
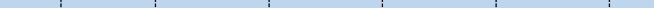
(2) 廃止について協議する施設(5施設)

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設(1施設)

42. 美和斎場

【対応方針】

現在、施設の利用がない施設については用途を廃止し、令和7年度に策定する「除却計画」の中で、除却時期について調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
42										
	除却計画策定の中で時期の調整			除却計画に基づく対応						
担当部署	環境政策課、美和総合支所市民福祉課									

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（2施設）

3. 長谷老人憩いの家、6. 北門老人憩いの家

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和7年度までに協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3. 6										
	利用実態の精査、廃止に向けた協議			協議結果に基づき対応						
協議先	3. 下長谷自治会、6. 釜ヶ原自治会									
担当部署	廃止の協議、施設維持管理・・・美和総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

ウ 市営住宅（2施設）

26. 美和市ヶ原住宅、27. 美和迫住宅

【対応方針】

老朽化が進んでいることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
26. 27	→									
	新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課、美和総合支所農林建設課									

(3) 計画的な改修等を行う施設(15施設)

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設（7施設）

1. 北門ふるさと交流館、4. 美和西部ふれあいセンター、5. 美和東部コミュニティセンター、
7. 美和文化会館（ハーモニーみわ）、8. 美和図書館（分館）
10. レイクプラザやさか、19. さかうえこども園

【対応方針】

美和文化会館は、美和公民館及び美和老人福祉センターの機能移転を踏まえ改修計画を策定し、保全計画に位置づけ、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

その他の施設は、令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

地域づくり拠点施設については、地域力を活用した管理運営手法への移行を令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1. 4. 5. 10. 19	保全計画策定			↑ 保全計画に反映	計画に基づく対応					
7. 8	改修計画の策定 管理運営手法の検討									
協議先	1. 北門ふるさと交流館管理組合・北門地区づくり推進委員会、4. 坂上西部ふるさとづくり、5. 坂上東部ふるさとづくり									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・1. 4. 5. 10. 美和総合支所地域振興課、19. 保育幼稚園課 7. 教育委員会美和支所（文化スポーツ課美和分室）、8. 中央図書館 本庁所管部署・・・1. 4. 5. 地域づくり推進課、7. 文化スポーツ課、8. 中央図書館 10. 観光振興課、19. 保育幼稚園課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（1施設）

2. 長谷交流館

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用し、地域力を活用した管理運営手法への移行を令和7年度までに検討します。

旧耐震基準の建物については、老朽化が顕著となっていることから、地域づくり拠点施設としての位置づけを踏まえ、令和7年度までに今後の在り方を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2										
	保全計画策定			計画に基づく対応						
										
	管理運営手法の検討			検討に基づく対応						
協議先	長谷地区ふるさとづくり推進協議会									
担当部署	施設維持管理・・・美和総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（7施設）

9. 黒沢スポーツ広場（公衆便所）、11. 弥栄キャンプ場、12. 弥栄峡休憩所、
13. 弥栄湖スポーツ公園管理棟、14. 美和パークゴルフ場、15. 明神原なごみ広場、
25. 美和建設課倉庫（プラント）

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
9～25	必要な修繕等を行い継続使用									
担当部署	施設維持管理・・・9～15. 美和総合支所地域振興課、25. 美和総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・9～15. 観光振興課、25. 道路課									

(4) 今後検討が必要な施設(9施設)

ア 施設・機能の再編・再配置の検討(2施設)

(再掲 (3)―アを参照) 7. 美和文化会館(ハーモニーみわ)、8. 美和図書館(分館)

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
7・8	公民館、老人福祉センター機能の移転可能性の検証									
	施設の改修計画の策定									
	保全計画に反映し、計画に基づく対応									

イ 地域づくり拠点施設としての在り方検討(1施設)

(再掲 (3)―イを参照) 2. 長谷交流館

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2	今後の在り方検討・協議									
	検討・協議結果に基づき対応									

ウ 消防団施設(4施設)

21. 美和第1分団消防機庫、22. 美和第2分団1部消防機庫、23. 美和第2分団2部消防機庫、
24. 美和第6分団消防機庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
21～24	消防団の体制、組織の検討									
	消防団施設再配置計画策定									
	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施									
協議先	美和方面隊・担当分団									
担当部署	消防団の体制、組織の検討・・・危機管理課・美和総合支所地域振興課 施設維持管理・・・美和総合支所地域振興課 施設本庁所管部署・・・危機管理課									

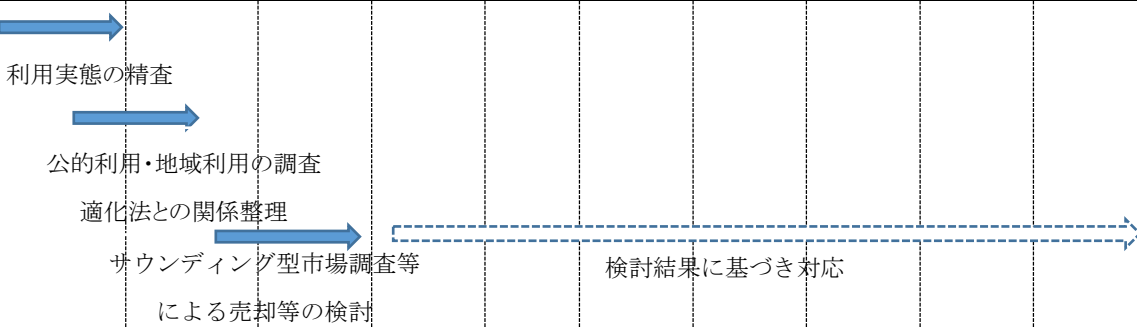
エ サウンディング型市場調査等により、売却等を検討する施設(2施設)

18. 美和東小学校、20. 美和東放課後児童教室

【対応方針】

別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和7年度までに、利用実態を精査し、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。

利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
18.20										
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・18.教育委員会美和支所、20.保育幼稚園課 本庁所管部署・・・18.教育政策課、20.保育幼稚園課									

5. 再編・再配置の検証

美和文化会館への美和公民館及び美和老人福祉センターから機能移転が可能か検証します。

検証結果については、美和西エリアの公共施設アクションプログラムの5. 再編・再配置の検証に掲載しています。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設、産業系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

ア 集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です。）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8/10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8/10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

イ 産業系施設

産業系施設については、これまで民間事業者等が市からの業務委託や指定管理者制度に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っていますが、当該施設の機能を最大限に発揮し、地域経済の活性化や雇用創出などを通じて産業振興を図ることができるよう、民間事業者等が主体的に施設を管理し、安定的な運営を行うことが可能な施設について、民間事業者等は無償譲渡することとします。

民間事業者等への無償譲渡に当たっては、譲渡施設の耐用年数が経過するまでの間、従前の用途を継続することとし、譲渡施設の設置目的に合致した利用に努めることを前提とし、次のとおり支援措置等を定めます。

- ・原則として、施設の機能維持のために市が必要と認める修繕等を、市が譲渡前に行います。ただし、耐震診断、耐震補強、駐車場の整備等の施設機能の向上を目的とするものを除きます。
- ・譲渡施設の解体工事の費用については、市の使用年数を、建物の総使用年数で除した割合を限度に補助します。
- ・譲渡に伴う所有権移転に必要な経費を補助します。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することになりますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかをあらかじめ示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、次のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組を評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行った上で、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

美和地域、美和東エリアの公共施設では、弥栄湖周辺の公共施設及び公営住宅等に指定管理者制度を導入しています。改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

また、新たに美和文化会館・図書館への民間活力を活用した管理運営手法を検討することとしています。業務仕様書の「要求水準」の内容を明確にするとともに、モニタリング評価の仕組みを構築し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

(5) 農業振興を図るための支援策について

美和栗選果所及び美和栗保冷库の施設譲渡については、「産業系施設の民間譲渡に関する方針」に基づき、施設の修繕等に関する費用の一部を支援する制度を設けます。

一方、施設内には事業を推進するための設備機器も設置されていますが、譲渡後も一定の期間、安定した経営ができるよう設備機器の更新等を支援する仕組みづくりが必要です。このため、産業系施設の譲渡に際して、施設に付帯する設備機器の更新等の費用の一部を支援し、農業振興を図るための支援について検討します。

7. 施設位置図

